

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	2. 教育委員会
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	相模原市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/seido/1004422.html

執行機関名 相模原市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助に関する事務(法別表第1の27の項に掲げる事務に係るものを除く。別表第3の6の項において同じ。)であって教育委員会規則で定めるもの
番号法別表第1の項	91	
番号法別表第2の項	113	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の10の項 就学援助に関する事務(法別表第1の27の項に掲げる事務に係るものを除く。別表第3の6の項において同じ。)であって教育委員会規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	相模原市就学奨励規則(昭和37年相模原市教育委員会規則第7号)第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u>	第一条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、 <u>経済的理由のため、就学困難な学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対し、予算の範囲内において、奨励金を交付し、就学を奨励することを目的とする。</u>
独自利用事務の関連規範		相模原市就学奨励規則(昭和37年相模原市教育委員会規則第7号) 相模原市就学奨励金交付認定基準